

# 甲斐市水道審議会（第1回）

## 会議資料

開催日 令和3年8月26日（木）15:00

会場 甲斐市役所本館3階大会議室

甲斐市公営企業部  
上下水道業務課・上下水道工務課

1	甲斐市水道審議会委員名簿	.....	3
2	甲斐市水道審議会条例	.....	4
3	「諮問」と審議内容	.....	6
4	甲斐市第2次水道ビジョン及び甲斐市水道事業経営戦略及び アセットマネジメント計画について	.....	7
5	今後の審議会等の予定	.....	10

(メモ)

## 1 甲斐市水道審議会委員名簿

任期：令和3年8月26日～令和5年8月25日

区分	役職	氏名	所属団体	備考
識見者		田辺 泰明	甲斐市自治会連合会会長 (双葉地区自治会連合会会長)	双葉地区
		塩沢 正行	甲斐市自治会連合会副会長 (竜王地区自治会連合会会長)	竜王地区
		中村 己喜雄	甲斐市商工会会長	竜王地区
		功刀 千斗夫	甲斐市商工会副会長	双葉地区
		齋藤 一三	甲斐市商工会理事	竜王地区
使用者		田中 陽子	甲斐市女性団体連絡会会長	竜王地区
		桂嶋 恵美	甲斐市女性団体連絡会副会長	竜王地区
		小川 己佐子	甲斐市女性団体連絡会	双葉地区
		花形 保彦	甲斐市社会福祉協議会評議員	竜王地区
		阿部 智子	甲斐市社会福祉協議会評議員	双葉地区

◎：会長

○：副会長

## 2 甲斐市水道審議会条例

平成 16 年 9 月 1 日

条例第 154 号

改正 平成 22 年 12 月 20 日条例第 19 号

令和元年 6 月 28 日条例第 7 号

令和 2 年 12 月 21 日条例第 29 号

(設置)

第 1 条 本市の水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）の適正な運営を図るため、甲斐市水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市の水道事業等について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度市長が任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 水道使用者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、公営企業部上下水道業務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日条例第19号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日条例第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月21日条例第29号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

甲斐市公営企業部

上下水道業務課 電話 055-276-0734 (庶務)

上下水道工務課 電話 055-278-1670

### 3 「諮問」と審議内容

#### 諮問事項（令和3年8月26日）

- ・甲斐市第2次水道ビジョンの中間見直しについて
- ・甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画の中間見直しについて

■平成27年度に「甲斐市第2次水道ビジョン」を策定

■平成28年度に「甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画」を策定

いずれも10年先までの目標をかかげ事業に取り組んできた。

#### 【取り組んできた主な課題】

- ・人口減少等に伴う水需要減少への対応
- ・老朽化する水道施設の更新に必要な経費確保
- ・施設の耐震化や危機管理（自然災害等）への対応 など

#### 【審議すべき内容】

両計画ともに中間年を迎えた。課題に対してこれまでに達成できた内容やできていない内容は何か、また、新たに取り組むべき課題があるのかも含めて検証し、中間年以降の取組課題の見直しについて審議する。

市長の「諮問」に対し、審議会として「答申」する。

#### 4 甲斐市第2次水道ビジョン及び甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画について

**甲斐市第2次水道ビジョン**（計画期間：平成28年度～令和7年度：10年間）

今後10年間の進むべき方向を示す『甲斐市第2次水道ビジョン』を平成27年度に策定しました。ここで示す主な課題は3点です。

- ① 人口減少時代の到来、生活様式の多様化による水需要の減少など新たな課題への対応
- ② 甲斐市の水道事業拡張期（昭和40年代から昭和50年代）に建設された施設の老朽化に伴う施設更新経費の増大への対応
- ③ 施設の耐震化や危機管理（自然災害等）への対応

この3つの柱に基づく諸施策の調和を目的として、水道施設の中長期の更新需要や財政収支の見通しを分析したうえで、アセットマネジメント計画を取り入れた経営戦略（投資財政計画）を取りまとめました。



## 【水道事業】

**アセットマネジメント計画**（計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度：10 年間）

水道事業におけるアセットマネジメント計画とは、施設や設備を「資産（アセット）」として捉え、資産状態の健全化と財政の健全化の両立を目指した管理と運営（マネジメント）を計画的に実施するための方法を定めたものです。

具体的には、資産の健全度の将来見通しを次のとおりとしました。

平成 28 年度末時点で、①健全資産が全体の 87.8%、②経年化資産が 6.7%、③老朽化資産が 5.5%と評価でき、資産の大半は健全な状況にあるといえますが、今後対策を講じていかないと、将来的には②経年化資産と③老朽化資産は徐々に増加し、令和 16 年度には①健全資産は 50%を下回り、令和 34 年度には 10%を下回る見通しとなりました。

将来の老朽化資産に対応するためには収益が必要ですが、給水人口の減少等により給水収益の減少が見込まれる中、特に平成 26 年度途中に大口需要企業が撤退したことは経営に大きな打撃となりました。今後、経営の健全化を図るうえで必要とされる対策として、1 つめは料金改定です。水道料金の値上げにより財源確保を図る案について検討しました。2 つめは施設の耐用年数の見直しです。水道施設の更新基準を見直すことで支出を抑制しつつ適正な維持管理による水道施設の長寿命化を図る案について検討しました。

つまり、水道料金の見直しと施設の更新需要（耐用年数）の見直しを行うことで改善できると結論付けました。

**経営戦略**（計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度：10 年間）

更新需要に応えつつ、安定した経営を図るためには、平成 27 年度で 6 億円を切っている「内部留保」を、令和 5 年度までに 10 億円規模まで回復させることが良策であると考えました。

対策としては、料金の改定（値上げ）、企業債（資金借入）の抑制、基幹管路の耐震化や施設の省エネ型設備の導入などです。

### 【簡易水道事業】

簡易水道供給区域については、定住人口が少ないうえに高齢化などによって、今後人口の増加が見込めない状況です。給水人口の減少、一人あたりの使用水量の減少から今後の給水量の減少が予想されます。このため、給水収益減少への対策が課題となります。

施設（資産）の健全度の将来見通しは、平成 27 年度末時点で①健全資産が全体の 87.3%、②経年化資産が 9.3%、③老朽化資産が 3.4%と評価できますが、今後施設の更新に関し対策を講じていかないと、将来的には健全資産の割合が大幅に減少します。急激な資産の経年化に備えた施設更新が必要です。

### 財政（収支）計画

上水道同様、施設の耐用年数を見直し、そのうえで、施設・設備の長寿命化や投資の平準化について検討しました。集中的な管路の更新に加え短いスパンでの機電設備の更新が必要となることから、更新需要の集中を避けつつ計画的に更新を行っていくことが必要です。

必要事業費に対し自主財源（給水収益）は「不足」していますが、水道料金は据え置きを基本とし、不足財源は繰入金を充当します。

支出の効果的な削減に取り組むことで収支の均衡に努める一方で、管路については漏水調査を実施し有収率向上に努めていきます。

5 今後の審議会等の予定

開催日程（予定）	区分	内容
令和3年8月26日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・正副会長選出</li> <li>・市からの諮問</li> <li>・審議内容の確認</li> </ul>
令和3年9月28日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議</li> </ul>
令和3年10月19日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議</li> <li>・答申（案）</li> </ul>
令和3年11月上旬	開催なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長への答申</li> </ul>
令和3年11月	議会報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設経済常任委員会への報告</li> </ul>
令和3年12月 ～令和4年1月	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施</li> <li>・まとめ</li> </ul>
令和4年2月	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成案</li> </ul>
令和4年3月	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページへの公表</li> </ul>

## 審議会開催方針について

現在コロナ事情が悪化しておりますが、審議会については次の観点から基本的には開催していく方針です。

- ① 会議出席人数が事務局を含めても20人未満であること
- ② 広めの会議室開催なので人と人との間隔が広く保たれるということ
- ③ 今回の審議内容は、一部昨年度行う予定であったものをコロナ事情により今年度に延期したものであること

ご理解をお願いいたします。